

第48回神戸地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和8年2月25日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

神戸地方裁判所101号法廷

3 出席者

(1) 委員（五十音順、敬称略）

天野智子、岡本剛、楠山泰司、小山剛、新谷浩一、多名部重則、徳岡由美子、
中田光治、中野颯大、花傘礼紀仁、樋口常子、藤本尚道、守田誠

(2) 事務局

大西直樹、金川誠、石田一樹、和田弘樹、和田健司、立田将隆、吉田建治、
蒔田豊人、眞鳥賢次、新井谷恵、堀内理美、高木瞳、中林瑠美

4 議事

神戸地方裁判所委員会委員により、次の議事を執り行った。

(1) 委員の交替

退任委員及び新任委員の紹介があった。

(2) 委員長の選任

徳岡由美子委員が委員長に選任された。

(3) 前回のテーマ（民事調停の利用促進について）に関する報告

前回委員会において委員から出された意見を参考にして取り組んだ結果に
ついての報告があった。

(4) 刑事裁判における犯罪被害者の保護についての説明

ア 第1会議室において、プレゼンテーションソフトを使った説明があった。

イ 101号法廷において、遮へいやビデオリンク方式等の証人の保護の措置
をとった上での証人尋問等の実演をした。

(5) 刑事裁判における犯罪被害者の保護についての意見交換

(◎は委員長、○は委員の発言、●は裁判所の説明)

ア 101号法廷における意見交換

◎ 法廷で氏名や住所を読み上げない運用によりプライバシー保護を図っているということだが、実際にそのような運用をするに当たり、裁判官として留意しているところはあるか。

● 法廷において被害者の氏名や住所などの秘匿事項が明らかにならないよう、まずは、手控え等に付箋やマスキングテープなどを貼って自分の目に入らないようにしている。

また、審理が始まる前には、毎回当事者に対して「この事件では、公開の法廷において被害者秘匿事項を明らかにしない決定をしていますので、くれぐれも秘匿事項を明らかにしないでください。」などと注意喚起を行っている。

さらに、証人尋問を始める前には、証人に対しても「あなたの氏名や住所を秘匿する決定をしているので、法廷においてそのような情報が明らかにならないよう注意してください。」と何度も注意喚起を行っている。

● 私も同様の注意をしているところだが、家族に対する性犯罪が裁判となったときは、被害者のプライバシーを守るため被告人自身の名前や住所などの情報についても秘匿しなければならないので、より一層配慮している。

被告人や被害者家族についても「Aさん」「Bさん」と読み替えた上で、読み替えた事項を一覧表にしている。そして、その一覧表を関係者のみが見えるような形で共有し、一覧表を確認しながら審理を行うようにすることで秘匿事項が明らかにならないよう配慮をしている。

また、例えば、被告人が著名人である場合や小さな町で起こった事件の場合、読み替えをしたとしても、被告人が傍聴席から見えただけでも、誰が被害者であるかが明らかとなる場合もある。

そのような場合、公開の法廷という原則の下でどのように配慮すべきかについて、知恵を絞らなければならないと考えている。委員の皆様から御意見があれば、参考にさせていただきたい。

- ◎ 家族間での性犯罪事案等について、書記官として留意していることや工夫していることはあるか。
- 被告人の名前が明らかになることによって、被害者が特定される可能性があるため、通常であれば開廷表に被告人の名前を表示しているところ、表示しないようにしている。また、証人には宣誓書に氏名を記載してもらおうが、氏名の上から付箋を貼ることで証人が誤って読み上げることがないようにするなどの工夫をしている。
- (証人役を演じた委員に対して) 遮へい板に囲まれて証言をする場合と、囲いがなく被告人や傍聴人からの視線にさらされる中で証言をするのでは、精神的な負担感に違いはあるか。
- 全く違うと感じた。遮へい板に囲まれることで、密室にいるように感じた。

証言席から後ろは見えないが、被告人が近くにいるので、遮へい板がなければ証言をする際、精神的負担を感じるのではないかと思う。

- ◎ 遮へい板やアコーディオンカーテンの設置等をする際に、運用上気をつけている点や苦勞している点はあるか。
- 限られた時間の中で被告人から証人が見えないように遮へい板を設置しなければならないので、事前に床にテープを貼って設置場所を決め、予行演習などもしている。また、証人を法廷に案内する前にも、待機場所で「遮へい板を設置して被告人から見えないようにしているので、安心して法廷へお入りください。」などと声掛けをしている。

イ 第1会議室における意見交換

- 素直に感じたこととして、遮へい措置も効果を感じたが、ビデオリンク

方式のほうが別室ということもあり、より精神的負担が軽いように感じた。
ビデオリンク方式は必ず採用されるのか、それとも制約があるのか。

- 遮へい措置とビデオリンク方式では要件が異なる。刑事裁判は、被告人を有罪とすべきか、有罪とする場合にはどのような刑を科すべきかが争われている。弁護人にとっては、証人の証言を弾劾することは防御権を全うする上での重要な手段である。そのために、法廷にいる証人の反応や表情の変化を見ながら直接話を聞くというのが従来の刑事裁判で行われてきたことである。その意味では、証人を別室に案内して話を聞くということは、弁護人の防御という点では一步後退する面もある。遮へいの措置をとっていても、同じ法廷内にいれば、立ち位置を変えることで表情を見ながら尋問を行うことができるが、別室になると、直接表情を見て話を聞くことができない。そのような防御権に対する影響の程度の違いから、ビデオリンク方式は、法律上、裁判所及び訴訟関係人のいる法廷において供述すると圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがある場合に採用することができることとされている。実務上は、例えば、年少者や性犯罪の被害者が証人となるような場合に用いられることが多い。遮へい措置については、法廷という同じ空間で話すことはできるが、見られてしまうと話しにくい場合に用いられる。

また、先ほど説明があったとおり、ビデオリンク方式での証人尋問ができるのは、当庁では101号法廷のみである。同時に複数の裁判を並行して行う場合には、機器や法廷に限られるために、被害者の保護のために本当に必要な場面に限ってビデオリンク方式を採用している。

- ビデオリンク方式のほうが、様々な要素を加味して判断するため、抑制的であるということか。ビデオリンク方式を希望したとしても、必ずしも希望が通るわけではないということか。
- おっしゃるとおり、どちらかというとビデオリンク方式は、抑制的に用

いている。通常は、被害者の心情や意見を踏まえて、検察官からビデオリンク方式を採用してほしい、それが無理であっても遮へい措置をとってほしいという申出を受け、相手方の弁護人にも意見を聞いた上で、判断する。例えば、当事者が夫婦関係にある場合、遮へい措置を採用することについては異議がないが、同じ空間で証言ができるとして、ビデオリンク方式を採用することには反対する、といった意見を弁護人から頂くことがある。

- 遮へい措置やビデオリンク方式の仕組みについて理解することができ、証人の精神的負担の削減効果がかなりあると理解した。

参考資料として提示していただいている表の中の、「情報保護の項目」のうち、「被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数」が全国で年間数件あるが、これはどのような理由で決定を取り消したのか、代表例のようなものはあるのか。

- 秘匿については、公開の法廷で氏名等を言わないという秘匿と、被告人との関係で言わないという秘匿の2種類ある。公開の場では秘匿にする必要があるが、被告人にはすでに氏名等が知られており、秘匿の必要性がないことが後で判明したような場合がありうる。そのような場合に、当初した決定を取り消しているのではないかと推測する。
- 裁判所のイニシアティブで、秘匿事項を法廷で明らかにする可能性は低く、報道で氏名が出てしまったとか、何らかの事情変更があつて被害者からそこまでしてもらわなくてよいという申出があつた場合に、決定を取り消すことになると考えられる。ただ、現実的にはあまり考えられないので、非常に稀なケースであると考ええる。
- 昨年9月に名古屋高裁で行われた性犯罪の公判で、被害者からの申立てによりそれまでは被告人の氏名も秘匿されていたが、それが明らかにされたという報道があつた。かなり特殊な事例であると思うが、複数の被害者の弁護人同士が連絡を取り合い、事件以外で被害者らと被告人の接点がな

かったため、被告人の氏名が明らかになっても被害者の特定には至らないということで、事件を世間一般に知らせるといふ公益性のほうを重視して、決定を取り下げてほしいという働きかけを行ったようである。この事件では、当初、警察や検察から被害者に対し、被害者保護のため秘匿の措置をとることができるという説明をしたとのことだが、措置の詳細について被害者側が理解しておらず、また、そもそも説明があったかどうかは被害者の記憶が曖昧だということで、決定の取消しを求めた事例である。警察と検察は、より安全性を高めるために被害者保護の措置を求めたと思うが、被害者側が仕組みをよく理解できていないケースもあるようなので、裁判所において最終的に措置の決定をする際には被害者がきちんと理解しているかどうかの確認を厳密にしていきたい。裁判の公開原則が狭められるのを最低限に抑えられ、公平な裁判に対する国民の信頼もより高まると考える。

- ◎ 秘匿制度については、被害者に制度趣旨を説明し、よく理解していただく必要があるという話であった。

実演では、遮へい板の設置や、その後の法廷での誘導について御覧いただいた。その際に付き添いをする書記官から、工夫している点や苦勞している点について話があった。このような接遇や誘導等といった被害者に対する裁判所職員のフォローについて、皆様が仕事上、人と接したり接遇をしたりされる御経験を踏まえて、御意見をお伺いしたい。

- 証人の精神的ストレス軽減策として、遮へい措置もビデオリンク方式も非常に効果があると感じた。一方で、事前に証人に対して、遮へい措置やビデオリンク方式について本日説明いただいたようなことを、写真を用いるなどして説明したほうが、よりストレスが軽減されるのではないかと感じたが、いかがか。

- ◎ ビジュアルとしてイメージがつかめれば、安心できるのではないかとい

う御意見をいただいた。どの程度、事前に説明をしているのかについてはいかがか。

- おっしゃるとおり、裁判所にどのような設備があるのかについて、視覚的に理解できれば安心していただけると考えるところである。実際は、被害者の証人尋問を請求し、被害者に裁判所への出廷を依頼するのはほとんどの場合検察官であり、まずは検察官からのどのような法の制度があるのかについての説明が先行する。証人と裁判所が、検察官による説明に先立って接触することはないため、裁判所としては、検察庁において十分な説明がなされていることを前提に、証人尋問当日に出廷された被害者に対して最大限の接遇をすることとなる。検察庁でどのような説明を証人に対して行っているのかについて伺いたい。
- 証人が法廷で証言できるかどうかについて、事前に打合せの機会を設け、法廷で被告人がいる前で話すことができるか、傍聴人の前で話すことができるかについて確認する。証人が「できます。」と言っても、事件の内容、証言の内容やこれまでの検察官としての経験などを踏まえて、遮へい等の措置をとらなければ証言するのが難しいのではないかと判断した場合は、御本人に確認した上で、遮へい等の措置を申し出ることとなる。打合せの段階では、法廷がどのようなになっているのかについて御存じない方が多いため、写真や図を書くなどして説明している。実際の法廷を見たいという希望があった場合には、裁判所に申入れをして、法廷が空いていれば事前に見学をすることもある。
- プライバシー保護のために遮へいをするということだが、そもそも裁判所に来ること自体が精神的負担になると考えられるが、裁判所に絶対来ないといけないのか。また、法廷内では遮へいはされているが、同じ時間帯に出入りするのであれば、誰が証人となるのか推測できる可能性もある。自分が証人となる場合は、法廷までの動線が気になるところであるが、い

かがか。

- まず一点目の、裁判所に来る必要性についてであるが、構外ビデオリンク方式という方法がある。被告人の裁判が行われている裁判所とは別の裁判所に行っていただき、その一室からビデオリンク方式で証人尋問を行うというものである。これは、遠隔地に住んでおり出頭することが難しい場合や、裁判が行われている裁判所の建物に来ること自体が精神的に負担となる場合に用いられる。ただし、私自身はこれまで実施したことがなく、極めて例外的であると考えている。デジタル化が進んでいるところであり、技術と法整備が進んでいけば、将来的にはオンラインによる証人尋問が可能となることも見込まれ、これが実現すれば、精神的負担の一層の軽減に繋がるのではないかと考えている。

二点目について、同じ建物に来る以上は、時間が決まっているとどのような経路で裁判所に来るのかを被告人等に把握されるのではないかとといった不安を抱くことはもっともである。裁判所としてもできるだけそのような不安を軽減できるように、いつ、どのような経路で、どなたとお越しいただくかということについて、事前に検察庁を通じて相談し、段取りを整えている。一般来庁者と同じ経路で裁判所にお越しいただくとなるとかなりの精神的負担になるため、多くの場合は、一旦は検察庁にお越しいただき、そこから車に乗るなどして一般来庁者とは別のルートで庁舎に入っていただいて、一般来庁者が通らないルートで別室に御案内している。

また、裁判が始まる時間と裁判所への移動の時間が近接していると被告人に分かってしまう恐れがあるため、早めに来ていただくとか、裁判が終わって退庁される際も関係者が出るよりも早く出ていただく、あるいは、時間をおいてから退庁していただくようにしている。このようにできるだけ被告人と動線が重ならないように計画を立てていることや、そのためにどのような措置をとるのかについても説明をしている。先ほど申し上げた

別室は、他の来庁者や被告人等に分からないような場所にあり、そこへの移動も、一般来庁者が通る廊下等ではなく、別の内廊下等を通して、関係者や一般来庁者に会わないようにしている。

- 来庁の時間を分ける、別の入口を使う、休憩時間に在宅の被告人と鉢合わせないようにそれぞれが使用する御手洗いを指定する等の工夫をしている。
- 三点伺いたい。一点目は、法廷で実演されていた証人尋問では、年齢をはっきりと言っていたが、隠さない理由があるのか。
- 年齢については、公にする場合もあるし、プライバシー情報に当たるといふことであれば秘匿する場合もある。例えば、年少者に対する性犯罪のようにそれ自体が悪質性の高い事件で、事案の実態を示すために、氏名等の情報は伏せた上で、年齢については明らかにするということもある。公の関心が集まることから、裁判の公開の観点から事件の実情が伝わるようにしつつ、プライバシー保護にも気を配るというバランスをとっている。
- 二点目は、遮へい措置やビデオリンク方式を用いても弁護人に見えてしまうと思うが、弁護人への遮へいやプライバシー保護というものは考えられるのか。
- 刑事裁判では、被告人側の防御する権利も非常に重要であり、弁護人は高い弁護士倫理に基づいて、弁護人として知り得た情報については、被告人に伝えないものと伝えるものを区別して扱っていると理解している。また、事件について適切な防御をするためには、被告人には伝えられなくても、弁護人としては被告人や被害者の属性等、一定の範囲で個人情報を知っておかなければならず、知った上で被告人に情報を伝えないこともあるだろうし、弁護人としても情報を使い分けていると理解している。
- 一般的なイメージとして、裁判が行われると、被害者が証人として必ず法廷に呼ばれると思われたかもしれないが、そうではない。

証人が呼ばれるのは、一例としては、被害者と被告人の言い分が食い違

う場合で、証人の言い分が罪体に関わるような場合が挙げられる。そのような場合に、その食い違う部分を明らかにする必要性から、検察側の証人申請を促すことがある。

このような場面では、弁護人としても緊迫した状態の中で、証人の証言をチェックしなければならない。証人から弁護人の顔を見えないようにできないかというような意見も出たが、お互いに顔が見えている状態でなければ真意が伝わらないということもあるので、証人から弁護人の顔が見えるのはやむを得ないのではないかと考える。

また、弁護人から被告人に伝えない情報がある場合も多い。被告人から見せてほしいと要望される書類であっても、被害者や証人らの個人情報に当たるような情報については削除した上で、被告人に見せるようにし、後々問題にならないよう工夫をしているところである。

- 三点目は、遮へいの在り方を見ていると、非常に段取りが悪いように思える。ハード面を活用する必要があるということであれば、証人には入口から入って検察官の横に座ることで足りるのではないかと思うが、そこはいかがか。
- 法律上は、遮へいの仕方として遮へい板やアコーディオンカーテンを使わなければならないというような規定はない。精神的負担を軽減するために、証人と被告人が相互に見えないようにする措置をとることや傍聴人と証人が相互に見えないようにする措置をとることが規定されており、その措置を実現するのに現実的で簡便な方法として、遮へい板やアコーディオンカーテンを用いている。将来的に、より良い機材が導入されれば、別の方法を採用することができると思うが、被害者が傍聴人や被告人から一時たりとも姿を見られたくないという要望があれば、その要望に配慮する必要があるので、現段階では、遮へい板やアコーディオンカーテンで対応をしている。

ただ、段取りについては向上の余地があるところである。

また、他庁において、遮への時間を短縮するため、法柵付近にカーテンを引くという方法がとれないかを検討したこともあるが、法廷の天井が高く現実的ではないとして見送ったこともある。いずれにせよ、法律上、遮への方法やその機材について定められているものではないので、より効果的かつ効率的な方法や機材があれば、これによることが許容されないものではない。

なお、被告人からは見られたくないが、証人席から被告人の様子は見たいというような要望もある。神戸地裁で用意している遮へい板は双方から見えないようにするものであるが、証人席から被告人の様子を見たいという要望に応えるための片面的遮へい板が東京や大阪などの大規模庁には導入が始まっているところである。

- ビデオリンクの際に、ビデオリンク室から裁判官、弁護士及び検察官など決まった人が見られるように設定しているとのことだが、傍聴人の様子や被告人の様子が見たいという要望がある場合もあるので、決まった人しか見ることができないということでのいいのかと疑問を感じたところではある。
- 遮へい板を設置することによって、被告人や傍聴人から姿が見えないようにすることはできるが、声の特徴がある人が被害者となり、声の特徴も知られたくないという場合は、声を変える機械を使用して声を変えることはできるのか。
- 声の特徴があつたり、しゃべり方でその人が推測できたりしてしまうような場合は、顔を晒すのと同様の精神的負担があるというのは理解できるところである。

しかし、現時点では、そのような機械を使用することについて法的根拠はなく、また、設備もないところである。その意味で、直ちに実施するこ

とは難しいものの、個人的には、被害者保護の在り方を考える上で参考になる貴重な御意見をいただいたものと考えている。

- 二点質問させていただきたい。一点目は、被害者のプライバシー保護が重要である一方で、推定無罪の原則がある以上、被告人の権利も天秤にかける必要がある。被害者が自分の顔は見られたくないが、被告人の顔を見たいというのは、プライバシー保護という観点からは重要であるとは思いますが、被害者側の権利が一方向的に強調されているように思われる。プライバシー保護と被告人の権利の関係について、裁判をする上で考えていることがあれば教えていただきたい。

- 刑事裁判では被告人側の権利にも配慮し、適正な裁判を行うことが刑事裁判のコアな部分であり、最も注力していることの一つである。

被害者が証人となる事件では、そもそも事実関係に争いがあるということなので、そのような場面で遮へい措置やビデオリンク方式の措置をとることによって、被告人の防御の利益がどれだけ損なわれるかについて、弁護人の意見を聴取した上で措置をとるかどうかが考えている。

また、争いの内容が、例えば、事件があったとされる日に同じ場所において、一定の性的関係があったということを前提に、同意の有無が争われる事件とそもそも犯人性を争う事件では争い方が異なる。その争い方によって、対面で尋問を行う必要性があるのかについても変わるので、事件の内容、被告人の主張内容、争点及び被害者のプライバシーをどれくらい保護する必要があるのかについて被害者の属性も踏まえて検察官及び弁護人の意見を踏まえて事件ごとに判断する必要がある。

- 二点目は、プライバシー保護の措置をとることによって裁判日程が延びてしまうケースはあるか。もし、被告人に無罪判決が下り、国家賠償請求を提起した場合に、勾留期間に応じて金額が変わる可能性もあるので、裁判日程が延びることによって勾留期間も延びることとなり、国家賠償額に

も影響するのではないかと考える。そのような事例があるのか教えていただきたい。

- プライバシー保護を考える以前の問題として、複数人の証人を呼ぶ場合には、日程調整に時間を要する場合がある。加えて、プライバシー保護の措置をとるだけでは、審理日程は延びないが、ビデオリンク方式の措置をとる場合は、使用法廷が限られているので、機材確保の都合で審理日程が延びることもありうる。

争点を早期に整理し、証人として誰を呼ぶのかを早めに確定した上で、尋問日の候補をできるだけ複数設定することで審理が長引くことがないよう工夫するしかないと考えている。

- 被告人の権利と被害者のプライバシーの問題は、バランスがとても難しいと考えるが、設備の制約による損失もありうるのではないかと思う。

権利保障という面を考えると、極力設備は全国で統一して揃えるべきではないかと思う。

- もし、自分がビデオリンク方式の措置がとられる中で証言をするとなると考えると、証言が難しいと感じる可能性がある。在廷し、空気感を感じるからこそ発言できることもあるのではないかと思う。ビデオリンク方式はいい面もあるし、空気感が伝わらないという点では悪い点もあるのではないかと感じた。

- ◎ 本日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

(6) 次回のテーマ

活力ある職場づくり～職員一人一人が活力を発揮するための方策について～

5 次回期日

令和8年9月25日（金）